

**第3期**  
**鞍手町子ども・子育て支援事業計画**

**令和7年3月**  
**鞍手町**

## はじめに



子ども・子育てをめぐる状況は、人口の減少、少子高齢化による家族形態の変化、就労の多様化、地域コミュニティ意識の希薄化などの厳しい状況に加え、新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化への対応など、子ども、保育者、保護者を取り巻く状況は大きく変化しています。その変化に応じた子どもを産み育てやすい環境づくりや、社会全体での子育て世帯への支援が求められています。

子ども・子育て支援法に基づき、市町村には国が示す基本方針に即して5年を1期とする子ども・子育て支援事業計画策定が義務付けられました。本町におきましても、町ぐるみで子育て世帯を支えていくため、平成27年度に「第1期鞍手町子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年度に「第2期鞍手町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもの健やかな育ちと保護者の子育て環境の整備を行ってまいりました。鞍手町立保育所の統合や、子ども・子育て支援制度のもと、公立1所、私立認定こども園2園、私立幼稚園1園の町内4園での教育・保育の実施、その他企業主導型保育、病児保育等それぞれの特徴を活かしたサービスの拡充を図るよう努めているところです。

このたび、令和7年3月に第2期計画期間が満了することから、引き続き「安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長できるまちづくり」を基本理念に、今後5年間の子ども・子育て支援施策を推進するため「第3期鞍手町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。乳幼児期からの充実した教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を子どもたちが享受できる環境整備を行うため、行政また地域ぐるみで連携し、この取組を進めていきたいと考えております。

最後に、本計画の作成にあたり、ご尽力を頂きました子ども・子育て会議の委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見をお寄せいただいた町民の皆さまに心から感謝申し上げますとともに、今後とも本計画の推進に一層のご支援ご協力賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月

鞍手町長 岡崎 邦博

# 目 次

## 第1章 計画策定の概要

1 計画策定の背景及び趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の策定体制	3

## 第2章 鞍手町の現状

1 人口と世帯の状況	5
2 第2期計画の実施状況	12
3 鞍手町の今後の課題	23

## 第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	25
2 計画の基本的視点	25

## 第4章 計画の策定（基本事項）

1 教育・保育提供区域の設定	27
2 教育・保育に係る量の見込みと確保方策	27
3 地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保方策	32
4 その他の事業に係る量の見込みと確保方策	42
5 幼児教育・保育の一体的提供等の推進策	42

## 第5章 計画の推進に向けて

1 町民及び関係団体との連携等	44
2 進捗状況の点検及び評価	45

参考資料	46
------	----

# 第1章 計画策定の概要

# 1 計画策定の背景及び趣旨

わが国では、急速な少子・高齢化により、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下などの課題が深刻さを増し、このような社会情勢の中、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

国においては、少子化に歯止めをかけ、次代の社会を担う子どもを健やかに生み育てる環境整備を図るため、平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て関連 3 法（※）」に基づき、「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせ、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくこととなりました。

本町では、「子ども・子育て関連 3 法」の趣旨を踏まえ、「安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長できるまちづくり」を基本理念とし、平成 27 年度から令和元年度までを計画期間とした「第 1 期鞍手町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第 1 期計画」という。）、令和 2 年度から令和 6 年度までを計画期間とした「第 2 期鞍手町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第 2 期計画」という。）を策定し、計画の見直しを行いながら、教育・保育の提供及び地域の子育て支援の充実に関わる様々な施策の取組みを推進してきました。

その後、国においては、令和 5 年 4 月にはこども政策を推進していくための新たな司令塔として「こども家庭庁」を設置し、併せて、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」が施行されました。さらに、同年 12 月に、子ども政策の基本的な方針等を定めた「こども大綱」及び次元の異なる少子化対策を具体化した「こども未来戦略」が閣議決定され、子どもたちが安心して成長できる社会の実現を目指すこととしています。

本町では、この度、第 2 期計画が令和 6 年度末で終了することから、昨今の国の動向や社会状況等を踏まえて、第 1 期計画、第 2 期計画に引き続き、安心できる充実した子育て支援施策を展開するため、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間の計画期間として「第 3 期鞍手町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援施策を総合的・計画的に推進し、子ども・子育て環境の充実に取り組みます。

---

(※) 子ども・子育て関連 3 法

- ・子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号）
- ・子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）

## 2 計画の位置づけ

### (1) 法的位置づけ

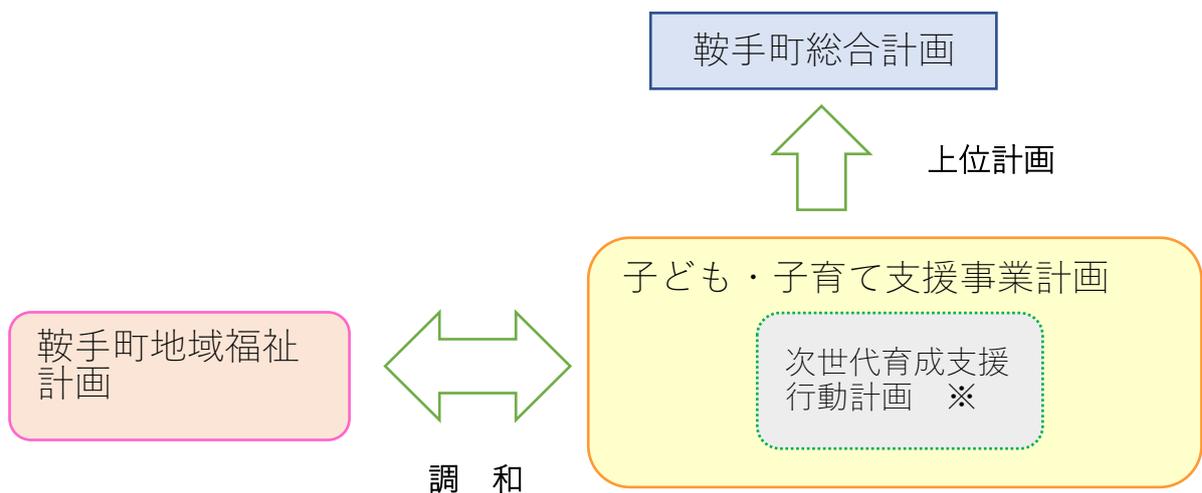
本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

#### 子ども・子育て支援法（抄）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第 61 条 市町村は、基本指針に即して、5 年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

### (2) 関連計画との関係



## 3 計画の期間

本計画は、令和 7 年度（2025 年度）を初年度とし、令和 11 年度（2029 年度）までの 5 年間を一期として策定します。

なお、計画の実効性を図るため、進捗状況を把握しながら適時に精査を行い情報を公開するとともに、社会情勢や環境の変化などを考慮し、必要に応じて見直します。

（※）次世代育成支援行動計画

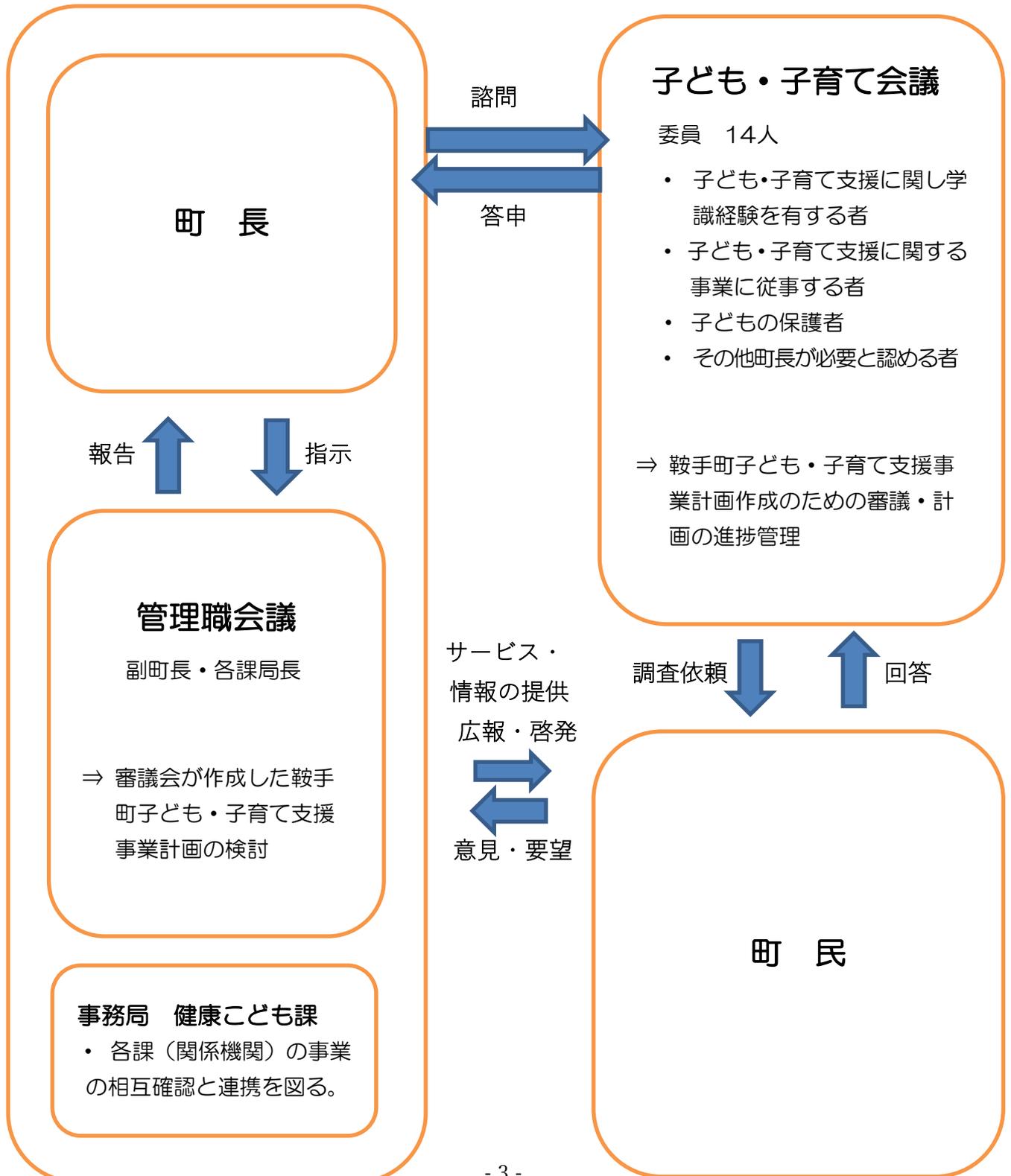
次世代育成支援行動計画の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」は、一般事業主行動計画の更なる推進という観点から、当初平成 27 年 3 月までの時限立法でしたが令和 7 年 3 月まで 10 年間延長され、さらに令和 6 年 5 月に令和 17 年 3 月まで延長されました。これに伴い、同法第 8 条で定める「市町村行動計画」の法的根拠が存続することになりますが、策定は任意となります。そのため、本町では、可能な限り次世代育成支援行動計画の内容を子ども・子育て支援事業計画に引継ぎ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を併せ持つこととします。

# 4

## 計画の策定体制

本計画は、子ども・子育て支援法第72条第1項に基づく「鞍手町子ども・子育て会議」にて、委員の意見を聴取して策定します。

同会議は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定、地域子ども・子育て支援の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況等を調査審議する機関です。



## 第2章 鞍手町の現状

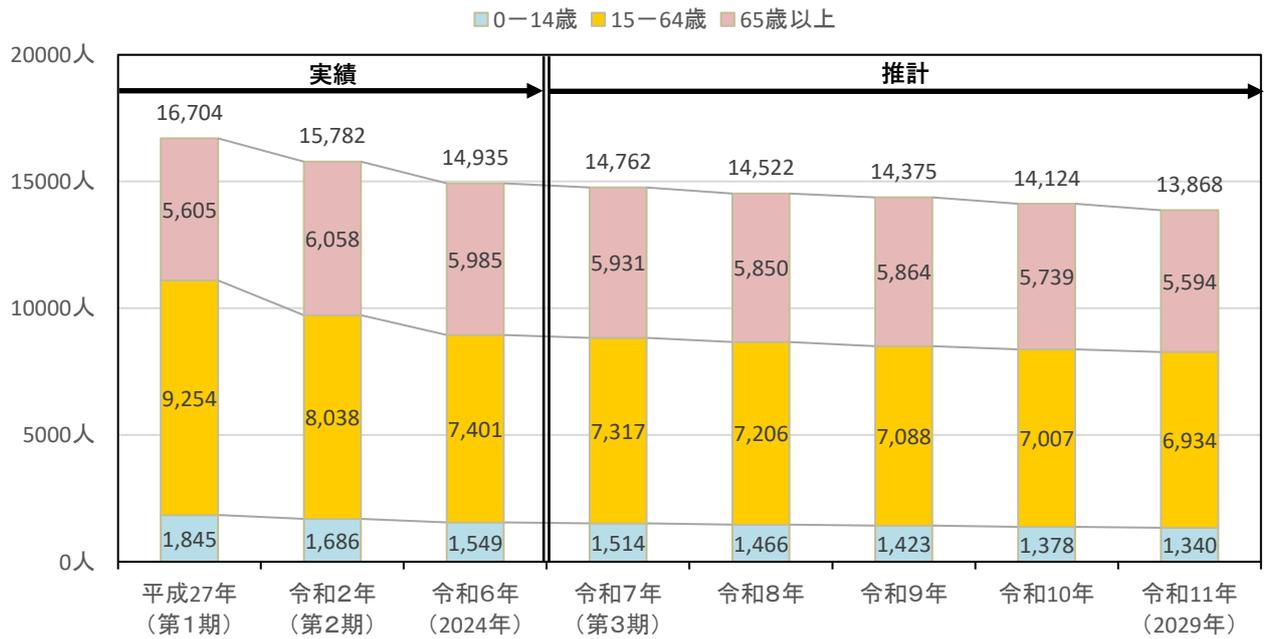
# 1 人口と世帯の現状

## (1) 人口の状況

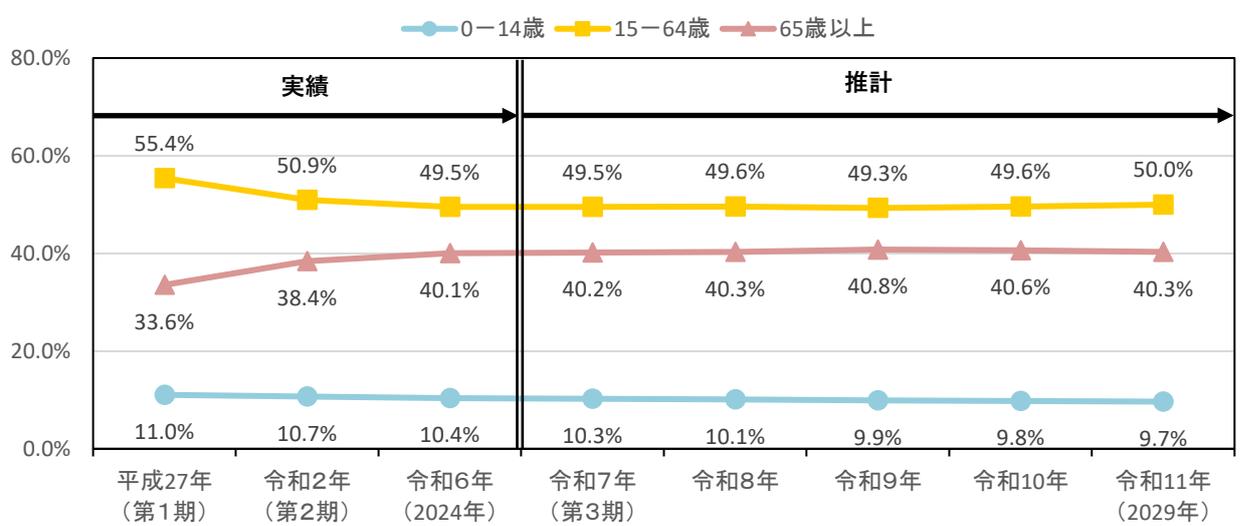
令和2年から令和6年（各年4月1日時点）までの住民基本台帳人口の実績により、コーホート法（※）を用いて人口推計を行うと、本町の総人口は減少が続くと見込まれています。

年齢3区分別にみると、0～14歳の年少人口は令和6年の1,549人から令和11年には1,340人と209人に、総人口に占める割合は10.4%から9.7%と減少が見込まれています。

■ 総人口・年齢3区分別人口の将来推計



■ 総人口・年齢3区分別人口の将来推計



※令和6年は住民基本台帳人口（各年4月1日時点）

※コーホート法：過去の年齢別・性別人口、母親の年齢階級別出生率、出生者の男女比などを用いて将来人口を算出する方法

## (2) 出生の状況

町の年間の出生数の状況を見ると、令和元年は前年に比べて明らかに減少していますが、その後は横ばい傾向にあります。母親の出産年齢は、令和4年では20代後半（25歳～29歳）と30代前半（30歳～34歳）で36人と全体の59.0%を占めています。

一方で合計特殊出生率（※）は、平成30年から令和4年までの間では平成30年の1.17をピークとして、概ね1.0前後で推移しています。

なお、合計特殊出生率の算定対象である15～49歳の女性人口は減少傾向（平成30年 2,662人→令和4年 2,309人）で、合計特殊出生率はほぼ横ばいであることから、鞍手町では、子どもを望む母親が1人以上の子どもを出産していることが推測されます。

※出生率：人口1,000人当たりにおける出生数

※合計特殊出生率：15歳～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が一生の間に子どもを生むとしたときの子どもの数に相当する

### ■ 町の出生数及び合計特殊出生率

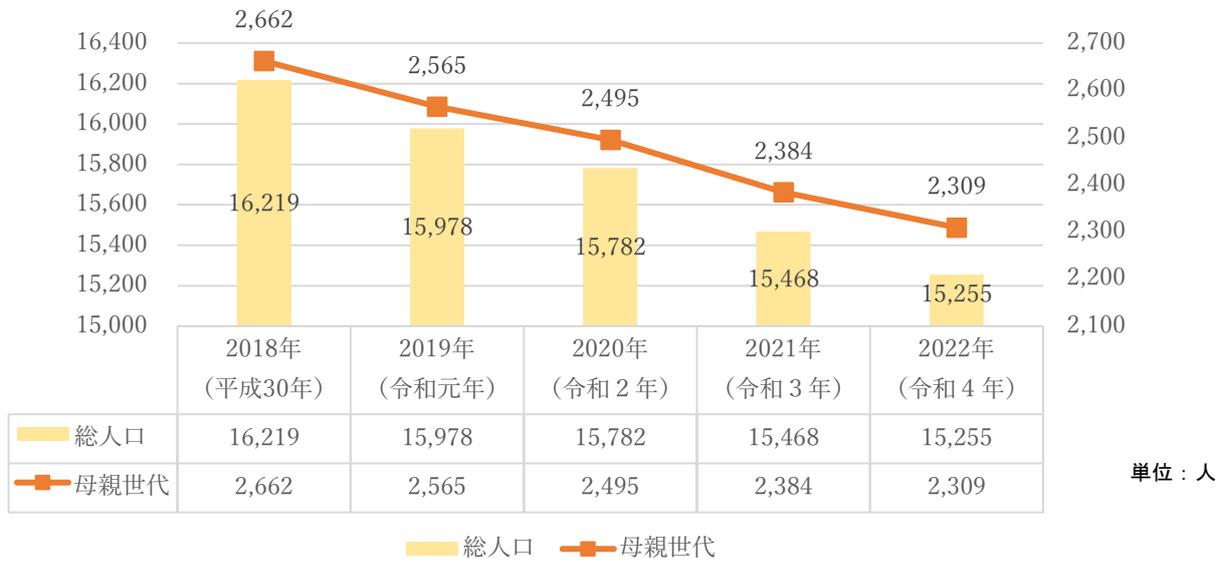


鞍手町「人口ビジョン」より

### ■ 町内の年間出生数及び母親の出産年齢区分

母親の出産年齢	出産した年度			
	R1	R2	R3	R4
15～19歳	2	0	1	1
20～24歳	9	7	2	3
25～29歳	18	9	18	18
30～34歳	17	23	23	18
35～39歳	13	23	12	19
40～44歳	2	1	3	2
45～49歳	0	0	0	0
出生総数（人）	61	63	59	61

■ 町の総人口に対する母親世代



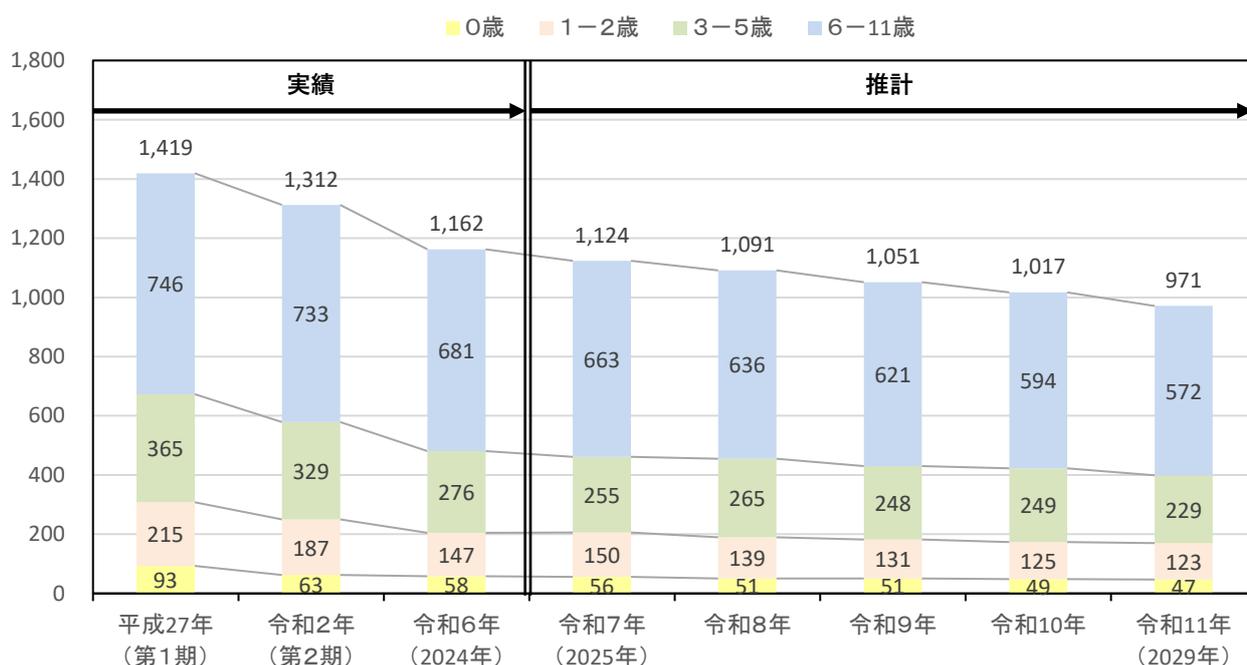
鞍手町住民基本台帳（各年4月1日現在より）

### (3) 児童人口の推移

町内の小学生以下（0～11歳）の児童の各年齢別人口の推移をみると、全体的に減少することが見込まれています。

令和11年度で、0歳児は47人、1～2歳児は123人、3～5歳児は229人、6～11歳児は572人となり、児童数は971人まで減少することが見込まれ、令和6年度から令和11年度までの減少率では、3歳児（27.8%減）、9歳児（28.6%減）、7歳児（30.2%減）の順に大きくなっています。

#### ■ 児童数の将来推計



単位：人

	実績					推計					R6→R11 増減率
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
0歳	63	72	55	64	58	56	51	51	49	47	-19.0%
1歳	95	72	76	69	76	68	66	60	60	58	-23.7%
2歳	92	96	76	87	71	82	73	71	65	65	-8.5%
3歳	108	92	99	83	97	77	88	79	77	70	-27.8%
4歳	104	110	97	102	78	97	77	89	79	77	-1.3%
5歳	117	107	115	103	101	81	100	80	93	82	-18.8%
6歳	109	119	110	115	104	102	82	101	81	94	-9.6%
7歳	117	107	120	110	116	104	102	82	101	81	-30.2%
8歳	126	118	113	119	109	117	105	103	83	102	-6.4%
9歳	122	122	123	113	119	111	119	107	105	85	-28.6%
10歳	123	124	121	121	110	117	109	117	105	103	-6.4%
11歳	136	122	128	122	123	112	119	111	119	107	-13.0%
児童数計	1,312	1,261	1,233	1,208	1,162	1,124	1,091	1,051	1,017	971	-16.4%
0歳	63	72	55	64	58	56	51	51	49	47	-19.0%
1-2歳	187	168	152	156	147	150	139	131	125	123	-16.3%
3-5歳	329	309	311	288	276	255	265	248	249	229	-17.0%
6-11歳	733	712	715	700	681	663	636	621	594	572	-16.0%

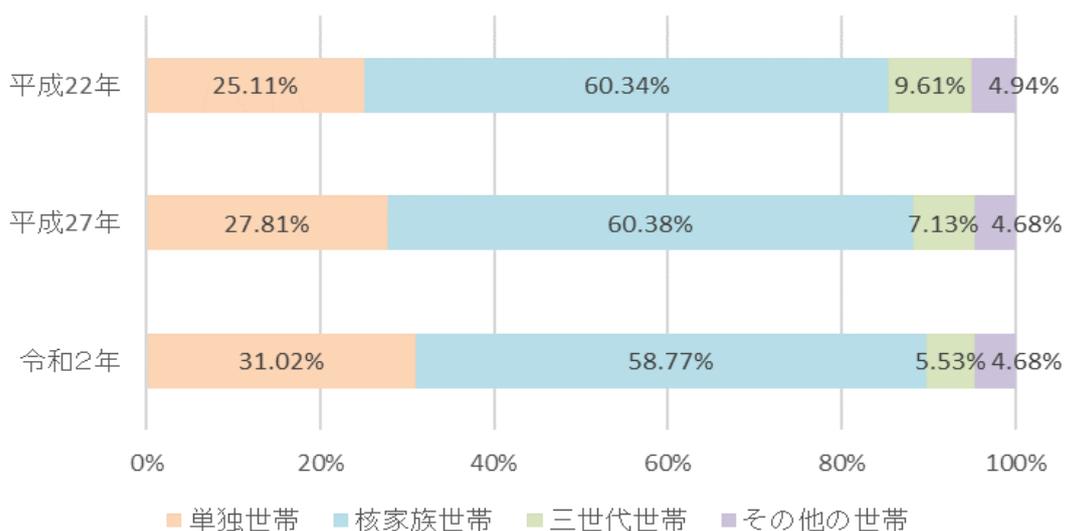
## (4) 世帯類型別の推移

町の世帯の状況について、世帯類型別にみると単独世帯が増加し、三世帯世帯が減少しています。核家族世帯も、特に夫婦と子どもから成る世帯が減少しています。

また、県内のひとり親世帯(※)の状況は平成28年と令和3年を比較すると、ひとり親世帯全体では8.9%減少しています。内訳として、母子世帯は6.8%、父子世帯は20.7%減少しています。

※ひとり親世帯：夫又は妻と死別又は離婚並びに婚姻によらないでひとり親となり、現在も婚姻していない人で20歳未満の子どもを扶養している世帯。

### ■ 町の世帯類型別の推移



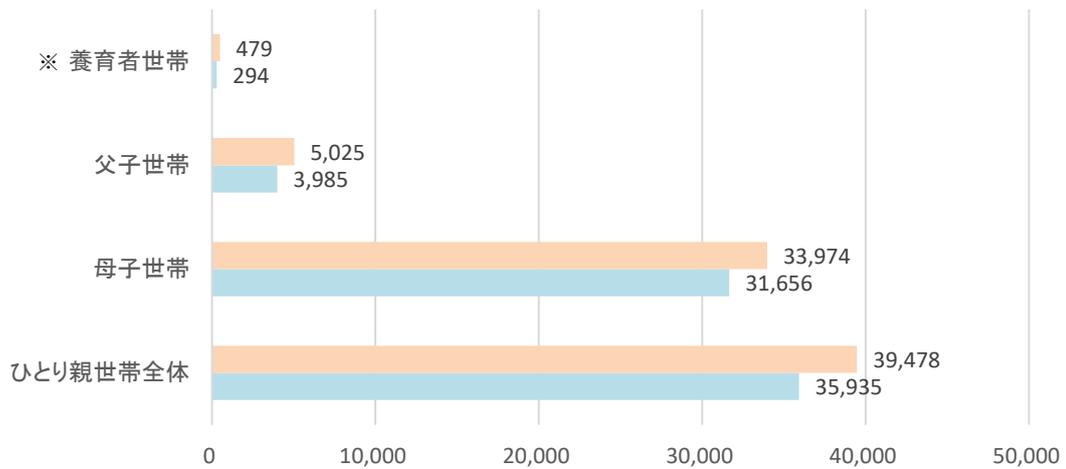
R2 「国勢調査」より

単位：世帯

区分	平成22年	平成27年	令和2年
単独世帯	1,630	1,771	1,934
核家族世帯	3,918	3,845	3,664
夫婦のみの世帯	1,409	1,431	1,405
夫婦と子どもからなる世帯	1,734	1,645	1,514
ひとり親と子どもから成る世帯	775	769	745
三世帯世帯	624	454	345
その他の世帯	321	298	292
合計	6,493	6,368	6,235

R2 「国勢調査」より

■ 福岡県内のひとり親世帯の状況



	ひとり親世帯全体	母子世帯	父子世帯	養育者世帯
平成28年	39,478	33,974	5,025	479
令和3年	35,935	31,656	3,985	294

単位：世帯

平成28年 令和3年

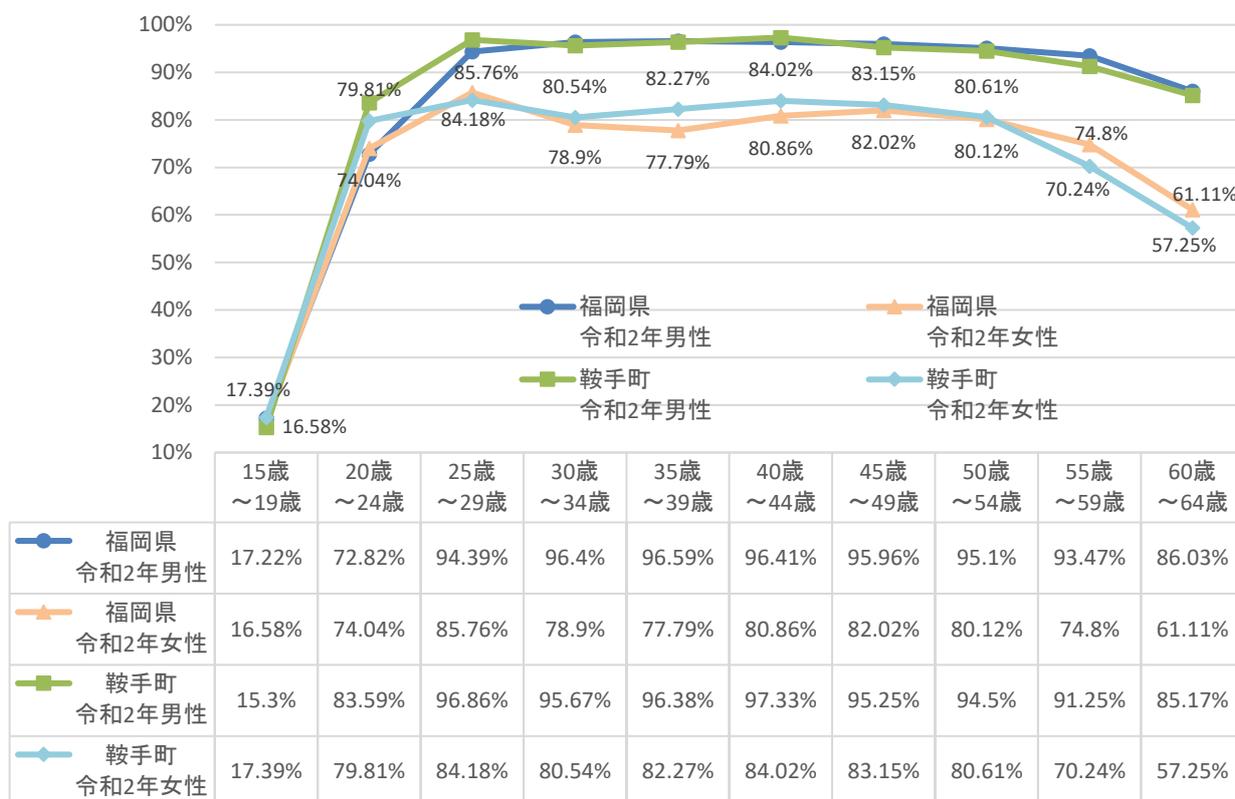
R3 「福岡県ひとり親世帯等実態調査」より

※養育者世帯：20歳未満で、父母のない（両親ともいない）子どもと、その扶養者で構成されている世帯。または父母のない子どものみの世帯。

## (5) 女性の就業状況

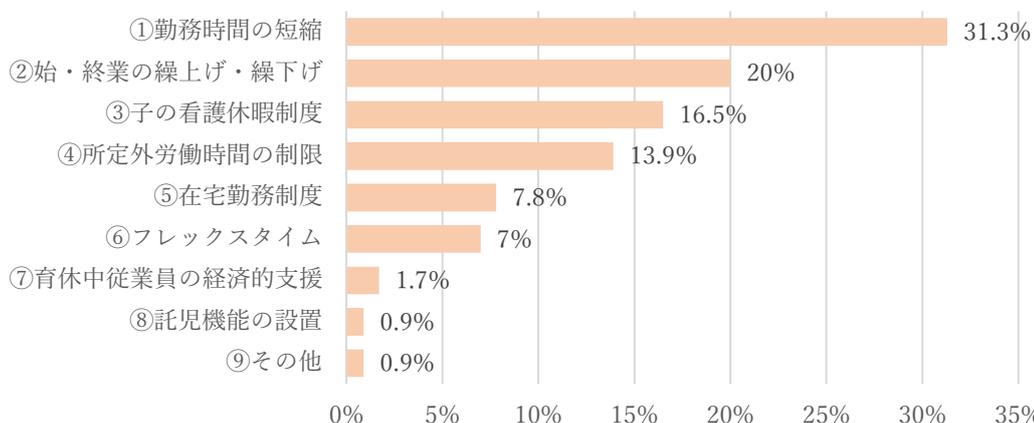
県内、町内の令和2年の女性労働力を年齢別にみると、25歳～29歳年代と40歳～49歳年代を頂点とし、30歳～34歳年代、35歳～39歳年代を底辺とし、なだらかにM字カーブを示しています。町の状況は、25歳～29歳年代では県平均より低いものの、それ以外の年代においては、県平均を常に上回っており、女性が仕事を行いながら、家事、育児、介護等を行っていることがうかがえます。また30歳～34歳年代では割合が減少していることから、女性が出産や子育てのために仕事をやめたり、中断している年齢であることがわかります。

### ■ 年代階級別労働力率（福岡県、鞍手町）



R2 「国勢調査」より

### ■ 町内事業所における子育て中の従業員のための制度



R5 鞍手町「男女共同参画に関するアンケート調査」より

## 2 第2期計画の実施状況

本町での第2期計画の実施状況は以下の通りとなっています。なお、令和6年度の利用実績は、令和6年9月末までの実績を踏まえた見込み数となっています。

### (1) 教育・保育給付事業（1～3号）

就学前児童に対して、主に幼稚園や認可保育所等で教育・保育を行う事業であり、子ども・子育て支援制度において、1～3号の認定に基づく給付となります。

令和6年度現在、町内には子ども・子育て支援制度の施設として、子ども・子育て支援制度移行幼稚園1園、公立保育所1園、認定こども園（幼保連携型）2園があります。

令和3年度から鞍手あゆみ保育園が認定こども園（幼保連携型）として鞍手あゆみこども園へ、令和5年度に鞍手のぞみ保育園が認定こども園（幼保連携型）として鞍手のぞみこども園へ移行し、両園は幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況等によらず柔軟に児童の受入れを実施していただいています。鞍手幼稚園は、令和5年度に子ども子育て支援制度へ移行し、町内唯一の幼稚園として多くの児童を受け入れていただいています。こうした移行がなされたことで、子ども・子育て支援制度のもと、町と施設で連携して、町の特定教育・保育事業を住民に提供できるようになりました。

#### ■ 町内施設数の推移

令和6年11月現在

		令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
公立	保育所	1	1	1	1	1
私立等	認定こども園（幼保連携型）	0	1	1	2	2
	保育所	2	1	1	0	0
	確認を受けない幼稚園	1	1	1	0	0
	移行幼稚園	0	0	0	1	1

※ 確認を受けない幼稚園：子ども・子育て支援制度へ移行していない幼稚園のこと。子ども・子育て支援制度へ移行している幼稚園が施設型給付費の対象であるのに対して、施設等利用給付費（旧就園奨励費補助金）の対象となる。預かり保育については、ほとんどの園が私立学校振興助成法に基づく補助金を財源としているため、本町からの財源措置はない。

教育・保育の確保方策は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業にとどまらず、令和元年度より鞍手幼稚園へ委託している2歳児の定期預かり事業や企業主導型保育事業の地域枠も含めて提供量を確保しています。

令和2年度から令和6年度の利用の実績をみると、1号認定の利用は令和2年度以降増加しています。特に令和5年度は町内の幼稚園が子ども・子育て支援制度に移行したため、1号認定の利用が急増しています。2号認定は令和2年度で102.8%、3号認定（0歳児）は令和3年度と令和5年度で115.2%と実績が確保の内容を上回る状況となっており、令和2年度は待機児童が6人でしたが、その後は実績が確保の内容を上回っても実際の受入体制は整っており、待機児童は発生していません。

令和2年度							
実績 確保の内容	認定区分	1号	2号		3号		
			幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記以外	0歳児	1, 2歳児	
実績(a)		9	44	221 177	26	107	
確 保 の 内 容	① 特定教育・保育施設(幼稚園・認定こども園)	5					
	② 特定教育・保育施設(保育所・認定こども園)			215	30	115	
	③ 確認を受けない幼稚園 ※	120					
	④ 一時預かり事業					6	
	⑤ 届出保育施設				0	0	
	⑥ 企業主導型保育施設の地域枠				2	4	
	⑦ 特定地域型保育					1	1
		小規模保育				0	0
家庭的保育					0	0	
居宅訪問型保育					0	0	
	事業所内保育				1	1	
計 (b)		125		215	33	126	
(b) - (a)		116		-6	7	19	
実績/確保方策		7.2%		102.8%	78.8%	84.9%	

令和3年度							
実績 確保の内容	認定区分	1号	2号		3号		
			幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記以外	0歳児	1, 2歳児	
実績(a)		14	41	207 166	38	97	
確 保 の 内 容	① 特定教育・保育施設(幼稚園・認定こども園)	20					
	② 特定教育・保育施設(保育所・認定こども園)			215	30	115	
	③ 確認を受けない幼稚園 ※	105					
	④ 一時預かり事業					6	
	⑤ 届出保育施設				0	0	
	⑥ 企業主導型保育施設の地域枠				2	4	
	⑦ 特定地域型保育					1	1
		小規模保育				0	0
家庭的保育					0	0	
居宅訪問型保育					0	0	
	事業所内保育				1	1	
計 (b)		125		215	33	126	
(b) - (a)		111		8	-5	29	
実績/確保方策		11.2%		96.3%	115.2%	77.0%	

令和4年度						
実績 確保の内容	認定区分	1号	2号		3号	
			幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記以外	0歳児	1, 2歳児
実績(a)		18	187		27	116
			37	150		
確 保 の 内 容	① 特定教育・保育施設(幼稚園・認定こども園)	20				
	② 特定教育・保育施設(保育所・認定こども園)		215		30	115
	③ 確認を受けない幼稚園 ※	105				
	④ 一時預かり事業					6
	⑤ 届出保育施設				0	0
	⑥ 企業主導型保育施設の地域枠				2	4
	⑦ 特定地域型保育				1	1
						0
					0	0
					0	0
					1	1
	計 (b)	125	215		33	126
(b) - (a)		107	28		6	10
実績/確保方策		14.4%	87.0%		81.8%	92.1%

令和5年度						
実績 確保の内容	認定区分	1号	2号		3号	
			幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記以外	0歳児	1, 2歳児
実績(a)		98	194		38	95
			38	156		
確 保 の 内 容	① 特定教育・保育施設(幼稚園・認定こども園)	105				
	② 特定教育・保育施設(保育所・認定こども園)		215		30	115
	③ 確認を受けない幼稚園 ※	20				
	④ 一時預かり事業					6
	⑤ 届出保育施設				0	0
	⑥ 企業主導型保育施設の地域枠				2	4
	⑦ 特定地域型保育				1	1
						0
					0	0
					0	0
					1	1
	計 (b)	125	215		33	126
(b) - (a)		27	21		-5	31
実績/確保方策		78.4%	90.2%		115.2%	75.4%

令和6年度						
実績 確保の内容	認定区分	1号	2号		3号	
			幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記以外	0歳児	1, 2歳児
実績(a)		85	176		33	97
			35	141		
確 保 の 内 容	① 特定教育・保育施設(幼稚園・認定こども園)	105				
	② 特定教育・保育施設(保育所・認定こども園)		215		30	115
	③ 確認を受けない幼稚園 ※	20				
	④ 一時預かり事業					6
	⑤ 届出保育施設				0	0
	⑥ 企業主導型保育施設の地域枠				2	4
	⑦ 特定地域型保育				1	1
						0
					0	0
					0	0
					1	1
	計 (b)	125	215		33	126
(b) - (a)		40	39		0	29
実績/確保方策		68.0%	81.9%		100.0%	77.0%

## (2) 地域子ども・子育て支援事業

### 1) 乳幼児全戸訪問事業

乳幼児全戸訪問事業は、4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師等が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスの提供につなげます。

本町では、0～2か月の乳児のいる全ての家庭を保健師・助産師が訪問しています。

令和2年度2件、令和3年度2件、令和5年度1件は訪問できませんでしたが、未把握家庭がないよう努めています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保の内容	69	66	60	56	52
利用実績	69	56	72	53	60
利用実績/確保の内容	100.0%	84.8%	120.0%	94.6%	115.4%

単位：年間実利用人数（人）

### 2) 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭、出産後間もない時期の育児不安の強い母親、不適切な養育状態にある家庭等児童虐待のおそれやリスクを抱える家庭、養育支援が必要となっている家庭を保健師等が訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

年により利用人数にばらつきはありますが、支援が必要な家庭を訪問し、個々の家庭の抱える療育上の問題の解決・軽減を図るよう努めています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保の内容	42	40	100	100	100
利用実績	66	88	63	57	55
利用実績/確保の内容	157.1%	220.0%	63.0%	57.0%	55.0%

単位：年間延利用人数（人）

### 3) 妊婦健康診査

妊婦健康診査は、妊婦本人や胎児の健康の保持及び増進を図るため、定期的に健康状態の把握や検査計測、保健指導を行いながら、必要に応じて妊娠期間中に医学的検査を実施する事業です。

本町では、医療機関等に委託して、1 妊娠期間中、14 回妊婦健康診査を実施しています。妊娠届の減少とともに、延べ利用回数も減少傾向にあります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保の内容	897	858	819	780	720
利用実績	842	658	679	661	780
利用実績/確保の内容	93.9%	76.7%	82.9%	84.7%	108.3%

単位：年間延利用回数（回）

### 4) 放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業は、就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。

本町では、剣南小学校及び剣北小学校には各々の放課後児童健全育成事業所を、室木、西川、新延、古月小学校については、小学校から放課後児童健全育成事業所までを専用の送迎車により送迎することにより、1 施設で4 校合同の放課後児童健全育成事業所として実施しています。剣南小学校については、支援の単位（※）を分割し、2つの支援の単位で運営しています。

利用実績には一時的に利用する児童数も含んでいるため、令和5年度以降は利用児童実績が確保の内容を上回っています。待機児童が発生しないよう児童1人当たりに必要な施設の専用面積を確保しつつ児童の受入れを行っています。

	対象小学校	放課後児童健全育成事業者名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保の内容 (定員)	剣南小学校	剣南学童のびのびクラブ	65	65	65	65	65
		剣南学童のびのびクラブB	38	38	38	38	38
	剣北小学校	鞍手学童保育自然クラブ	40	40	40	40	40
	室木小学校	西川古月学童なかよしクラブ	65	65	65	65	65
	西川小学校						
	新延小学校						
	古月小学校						
	合計		208	208	208	208	208
利用実績			178	203	195	233	210
利用実績/確保の内容			85.6%	97.6%	93.8%	112.0%	101.0%

単位：年間の支援の単位の人数（人）

※支援の単位：児童の集団の規模を表すものであり、小学校でいうところのクラスのようなイメージ。1つの支援の単位あたり、2人の放課後児童支援員を配置する必要がある。支援の単位を構成する児童の数は、毎日利用する児童数（継続して利用することを前提に申込みをした児童）に、一時的に利用する児童（週のうち数日を利用することを前提に申込みをした児童）の平均利用人数を加えた数をいう。

## 5) 地域子ども子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、親子が交流するための事業を実施し、子育てを応援したり、育児不安や子育ての様々な相談を受けながら子育て支援を行う事業です。

本町では、総合福祉センター母子指導室を週3回開放して事業を実施しています。コロナ禍においては完全予約制にし、実施に制限を設けていたため、令和4年度の第2期計画見直し時に令和4～6年度の確保の内容を変更しました。令和5年5月に新型コロナウイルス感染症は5類感染症の位置づけとなり、制限を解除し、利用者は増加してきています。利用実績が確保の内容を上回っていますが、受入れはできる状況です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保の内容	2,000	2,000	145	136	135
利用実績	288	106	292	666	1,248
利用実績/確保の内容	14.4%	5.3%	201.4%	489.7%	924.4%

単位：年間延利用人数（人）

## 6) 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は、保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において一定期間、養育保護を行う事業です。

本町では、未就学児を「鞍手乳児院」に、3才以上の児童を「報恩母の家（岡垣町）」に委託して実施しており、保護者のレスパイトや児童虐待防止対策として利用勧奨を行っています。

令和6年度からは児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合の利用も可能になりました。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保の内容	ショートステイ事業	100	100	100	100	100
	トワイライトステイ事業	10	10	10	10	10
利用実績	ショートステイ事業	374	150	193	296	200
	トワイライトステイ事業	0	0	1	0	12
利用実績/確保の内容	ショートステイ事業	374.0%	150.0%	193.0%	296.0%	200.0%
	トワイライトステイ事業	0.0%	0.0%	10.0%	0.0%	120.0%

単位：年間延利用人数（人）

## 7) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保育所等の利用者負担額とは別に、保育所等を利用するにあたって必要となる文房具等の購入に要する費用等は、施設が実費を徴収できるとされています。

この実費徴収部分について、低所得者の負担軽減を図るため、公費による助成を行うのが実費徴収に係る補足給付を行う事業です。

令和元年10月からの幼児教育・保育の完全無償化に伴い、子ども・子育て支援制度へ移行していない幼稚園の給食費のうち、おかず代等である副食費が本事業の対象に追加されています。この未移行幼稚園の副食費に対する補足給付事業にも取り組んでいます。

申請漏れがないよう各施設と連携して取り組みました。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保の内容	実費徴収に係る補足給付事業	130	130	130	130	130
	副食費に対する補足給付事業	220	220	220	220	220
利用実績	実費徴収に係る補足給付事業	47	100	110	95	88
	副食費に対する補足給付事業	324	275	247	35	43
利用実績/確保の内容	実費徴収に係る補足給付事業	36.2%	76.9%	84.6%	73.1%	67.7%
	副食費に対する補足給付事業	147.3%	125.0%	112.3%	15.9%	19.5%

単位：年間延利用月数（月）

## 8) 一時預かり事業

一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

一般型・余裕活用型については、鞍手乳児院敷地内で運営をしている企業主導型保育事業所に併設された一時預かり事業所「ちゅうりっぷ保育園」や町内の認定こども園で、幼稚園型Ⅰは主に町内の認定こども園で実施しています。幼稚園型Ⅱは、待機児童解消のための施策として鞍手幼稚園で実施できる体制を整えています。

令和4年度の第2期計画見直し時に、コロナ禍であった状況と令和2、3年度の利用実績に基づき、各類型のいずれも確保の内容を変更しています。その後、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症の位置づけとなり、規制緩和され、令和6年度には利用実績が確保の内容を上回る見込みです。

### 【一時預かり事業の類型】

類型	対象者
一般型・余裕活用型	日頃、保育所、幼稚園等を利用していない児童
幼稚園型Ⅰ	幼稚園在園児（1号認定）
幼稚園型Ⅱ	保育所、幼稚園を利用していない児童の内、満2歳児で3号認定をうけた児童

【確保の内容と利用実績】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保の内容	一般型・余裕活用品	900	900	400	400	400
	幼稚園型Ⅰ	4,102	3,859	600	600	600
	幼稚園型Ⅱ	1,380	1,380	500	500	500
利用実績	一般型・余裕活用品	207	186	49	92	540
	幼稚園型Ⅰ	28	453	342	224	1,320
	幼稚園型Ⅱ	87	0	0	0	0
利用実績/確保の内容	一般型・余裕活用品	23.0%	20.7%	12.3%	23.0%	135.0%
	幼稚園型Ⅰ	0.7%	11.7%	57.0%	37.3%	220.0%
	幼稚園型Ⅱ	6.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

単位：年間延利用人数（人）

9) 延長保育事業

延長保育事業は、保育認定を受けた子どもについて、保育認定に基づく利用時間以外の時間において、保育所等で保育を実施する事業です。

令和6年度現在、町内の公立保育所と私立認定こども園全てで実施しています。

令和4年度以降の確保の内容については、令和3年度までの利用実績に基づき減少傾向で算出していましたが、体制としては受け入れ可能であったため、確保の内容を上回る利用実績となっています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保の内容	165	155	139	131	129
利用実績	153	131	143	159	162
利用実績/確保の内容	92.7%	84.5%	102.9%	121.4%	125.6%

単位：年間実利用人数

## 10) 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、児童が病中または病気の回復期にあつて集団生活が困難であり、仕事などの事情で保護者が家庭で保育できないときに、保育所・医療機関等に付設されたスペース等において保育及び看護する事業です。利用の少ない期間等を利用して近隣の保育所や幼稚園等への感染症流行状況、予防策等の巡回支援等を実施します。

本町では、直方市、宮若市、小竹町と協定を結び、4市町による広域実施により、鞍手乳児院へ委託しています。また、令和5年度から福岡県の事業による利用料の無償化を実施していることにより、利用実績が約3倍に増えています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保の内容	586	586	586	586	586
利用実績	43	33	63	232	237
利用実績/確保の内容	7.3%	5.6%	10.8%	39.6%	40.4%

単位：年間延利用人数（人）

## 11) 利用者支援事業

利用者支援事業は、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

令和5年度までは、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）で別々の組織で支援を行っていましたが、令和6年度からは、設置の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）を設置し連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など相談支援体制の強化を図っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保の内容	1	1	1	1	1
利用実績	1	1	1	1	1

単位：箇所数（箇所）

## 12) ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て家庭を対象に、育児の支援をお願いしたい人（依頼会員）と、育児の援助を行いたい人（提供会員）との「相互援助活動」に関する連絡調整を行う事業（いずれも会員登録が必要）です。

町の現状で、国・県の補助金対象要件である会員数 20 人以上を確保した上で、援助を行う会員への講習の実施、事故が発生した場合の調整等を行うことは困難で、第 2 期計画期間中の実施には至りませんでした。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
確保の内容	-	-	-	-	-
利用実績	-	-	-	-	-
利用実績/確保の内容	-	-	-	-	-

## 13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

子育て安心プランによる保育の受け皿の拡大や子ども・子育て支援制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の参入と、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、町が、相談、助言等を実施する必要があります。

第 2 期計画期間においては、令和 3 年度には鞍手あゆみ保育園が幼保連携型認定こども園に移行し、令和 5 年度には鞍手のぞみ保育園が幼保連携型認定こども園に、鞍手幼稚園が子ども子育て支援制度に移行したことで、町の特定教育・保育事業を連携して円滑に実施し、多くの児童を受け入れていただいています。

### (3) その他の事業

#### 1) 休日保育事業

鞍手町内の認可保育施設に通所している児童のうち、保育施設の休日に保護者が仕事等により家庭内で保育ができない世帯の児童を預かる事業です。

第1期計画期間前までは休日保育利用料を徴収していましたが、保育所の休日にあたる日曜日・祝日が勤務日であり、保育所の開所日である月曜日から土曜日が休業日である勤務形態の保護者にだけ、通常の利用者負担額に加えて休日保育利用料を負担させるのは公平性に欠けるとの観点から、休日保育利用料を徴収しないこととしました。

利用実績は年によって増減があり、令和5年度には利用実績がありませんでした。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保の内容	100	100	100	100	100
利用実績	22	90	61	0	28
利用実績/確保の内容	22.0%	90.0%	61.0%	0.0%	28.0%
実施予定施設：古月保育所					

単位：年間延利用人数（人）

#### 2) 安全・安心して遊べる広場や公園の整備

放課後や休日など、子ども達が身近な場所で安全・安心して遊べる広場や公園の整備として、既存の都市公園である鞍手公園の遊具の新設を令和3年度、令和4年度に実施、また鞍手町庁舎建設等基本計画に基づき、令和6年度に鞍手町役場新庁舎敷地内にこども広場として新たに1か所整備しました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保の内容	1以上				
実績	2				

単位：箇所数（箇所）

### 3 鞍手町の今後の課題

#### (1) 特定教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の適切な提供

第3期計画においては、特定教育・保育事業を過不足なく提供し、第2期計画に引き続き待機児童を生じさせないようにする必要があります。

また、地域子ども・子育て支援事業においては、第2期計画期間中に、一時預かり事業の提供量が十分でなく、利用希望に応じられないことがあり、事業の仕組みの見直しや提供量を確実に確保するための策が求められます。

#### (2) こども家庭センターの充実

児童福祉法の改正により、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化を図るため、「子育て世代包括支援センター」（母子保健）及び「子ども家庭総合支援拠点」（児童福祉）の一体的な組織として、令和6年4月から「こども家庭センター」が鞍手町健康こども課に設置されました。手助けを必要としている世帯を地域子ども・子育て支援事業の利用に繋げたり、すべての妊産婦・子育て世帯・こどもからの相談に応じる窓口として気軽に利用できる環境づくりの整備など、地域子ども・子育て支援事業である利用者支援事業を活用して、さらに機能を充実させていくことが重要です。

#### (3) 児童虐待の発生を未然に防ぐ体制の整備

児童虐待に関する報道は全国的に後を絶たず、鞍手町においては全国に報道されるような事件は発生していませんが、宗像児童相談所、鞍手町健康こども課、直方警察署への虐待に関する相談、通告の件数は増加傾向にあります。

第3期計画期間においては、新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン等を踏まえ、前述の「こども家庭センター」は、関係各所と連携をしながら、児童虐待発生予防から児童虐待発生時に迅速・的確に対応することができるよう体制を強化することが不可欠です。

#### (4) 特別な配慮を必要とする児童への対応

令和6年度における保育所等への入所児童の内、保育士を加配する必要があるなどの特別な配慮を必要とする児童は数人おり、また、たんの吸引等の医療行為が必要となる医療的ケア児に関しては、看護師等の配置が難しく、現在のところ入所することが出来ません。

また、私立認定こども園等で加配保育士を確保することは困難ですが、特別な配慮を必要とする児童の受入れが出来る体制の構築は必要ですし、将来的には医療的ケア児の受入れが可能となるよう体制が望まれます。

放課後児童健全育成事業においても、特別支援学級在籍児も含め、特別な配慮を必要とする児童数も増加傾向にあります。放課後児童健全育成事業についても保育所等と同じく、特別な配慮を必要とする児童の受入れが出来る体制を構築する必要があります。

## 第3章 計画の基本的な考え方

## 1 計画の基本理念

### 安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長できるまちづくり

平成 27 年 4 月からの第 1 期計画、令和 2 年 4 月からの第 2 期計画において、基本理念である「安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長できるまちづくり」を推進し、こども家庭センターの設置や、子ども医療費助成制度の高校生までの拡充、待機児童の解消、鞍手公園・役場新庁舎敷地内に遊具の新設等、町の施策として一定の成果を上げてきました。

国は、令和 5 年 4 月に「こども家庭庁」の設置、「こども基本法」の施行、同年 12 月に「こども未来戦略」の閣議決定など、こども施策を精力的に推進しています。町も、本計画では、今までの計画を継承しつつ、昨今の国の動向や社会状況等を踏まえて、安心して子どもを預けられる、障がいの有無に係らず必要な支援を受けることができる、子育てに関しての心配ごとがあってもすぐに相談できる場所がある、鞍手町が子育てしやすいまちとして若者や子育て世代に選ばれていくために、家庭や地域、子育て支援事業の提供事業者、行政等の各主体が連携・協働しながら、関連施策を進めていきます。

## 2 計画の基本的視点

### (1) 子どもの健やかな育ちを守ります

「すべての子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準の支援を行います。

### (2) 子育てを通じた親としての成長を支えます

地域や社会が子育て中の保護者を助け、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、親として成長し、さらには子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援を進めます。

### (3) 子育てと仕事の調和に向けた取組みを推進します

働く男女が共に、仕事と子育てを両立できる環境づくりを推進するため、男性の家庭生活への参画や男女が共に育児休業等を利用しやすい環境づくりに向けた取組みを推進します。

### (4) 教育・保育や子育て支援の質の向上に取り組めます

子どもの世帯の状況や障がいの有無に係らず、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供や地域における多様な子ども子育て支援の量的拡充と質的改善を図ります。

## 第4章 計画の策定（基本事項）

## 1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能である地理的な範囲のことであり、社会的条件（人口、交通、地理等）や教育・保育の整備状況等を総合的に勘案して設定します。

本町では、町全体を一区域として設定します。

## 2 教育・保育に係る量の見込みと確保方策

### (1) 教育・保育（1号～3号）の事業内容

就学前児童に対して、主に幼稚園や認定こども園、認可保育所等で教育・保育を行う事業であり、子ども・子育て支援制度においては、1～3号の認定に基づく給付となります。

令和6年度現在、町内には子ども・子育て支援制度の施設として、子ども・子育て支援制度移行幼稚園1園、公立保育所1園、認定こども園（幼保連携型）2園があります。

#### ■ 認定の種類

認定区分	種類	内容
教育・保育	1号認定	満3歳以上の教育を希望する就学前の子ども（保育の必要性なし）
	2号認定	満3歳以上の保育を必要とする就学前の子ども
	3号認定	満3歳未満の保育を必要とする就学前の子ども

#### ■ 鞍手町内の教育・保育施設等の状況

令和6年11月現在

制度等区分	施設区分	施設名称	必要な認定区分
子ども・子育て支援制度	幼稚園	鞍手幼稚園	1号認定
	認定こども園（教育）	なし	1号認定
	認定こども園（幼保連携型）	鞍手あゆみこども園 鞍手のぞみこども園	1～3号認定
	保育所	古月保育所	2～3号認定
	認定こども園（保育）	なし	2～3号認定
	特定地域型保育事業	なし	2～3号認定
私学助成	幼稚園	なし	—
内閣府直轄	企業主導型保育事業	ひまわり保育園	2～3号認定

## (2) 教育・保育の量の見込み

量の見込みと確保方策は、1～3号の認定ごとに、さらに2号認定は教育の利用希望の有無で、3号認定は0歳、1歳、2歳にそれぞれ区分して整理します。教育・保育の量の見込みは、児童数の将来推計と本町の実績や状況を踏まえて、調整を行い算出しています。

### ■ 教育・保育の量の見込み

認定区分 年度	1号 教育を希望	2号		3号			計
		保育が必要		保育が必要			
		幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳児	1歳児	2歳児	
令和7年度	81	165		31	47	42	366
		33	132				
令和8年度	85	174		28	46	39	372
		34	140				
令和9年度	81	166		28	42	38	355
		33	133				
令和10年度	83	169		28	43	35	358
		33	136				
令和11年度	77	157		27	42	35	338
		31	126				

単位：人

### (3) 教育・保育の確保方策

教育・保育の確保方策は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業にとどまらず、令和元年度より鞍手幼稚園へ委託している2歳児の定期預かり事業（一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ））や企業主導型保育施設の地域枠も含めて提供量を確保します。

#### ■ 量の見込みと確保方策

令和7年度							
量の見込み 確保方策	認定区分	1号	2号		3号		
			幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記以外	0歳児	1歳児	2歳児
量の見込み(a)		81	165		31	47	42
			33	132			
確 保 方 策	① 特定教育・保育施設(認定こども園・幼稚園)※	100					
	② 特定教育・保育施設(認定こども園・保育所)※		39	157	29	52	53
	③ 確認を受けない幼稚園※	0					
	④ 幼稚園及び預かり保育(長時間・通年)		20	0			
	⑤ 一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)				0	0	3
	⑥ 長時間預かり保育運営費支援事業		0	0	0	0	0
	⑦ 届出保育施設(⑧を除く)			0	0	0	0
	⑧ 企業主導型保育施設の地域枠			0	2	2	2
	⑨ 特定地域型保育				0	0	0
		小規模保育				0	0
	家庭的保育				0	0	0
	居宅訪問型保育				0	0	0
	事業所内保育				0	0	0
計 (b)		100	59	157	31	54	58
(b) - (a)		19	26	25	0	7	16

※④を除く

単位:人

令和8年度							
量の見込み 確保方策	認定区分	1号	2号		3号		
			幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記以外	0歳児	1歳児	2歳児
量の見込み(a)		85	174		28	46	39
			34	140			
確 保 方 策	① 特定教育・保育施設(認定こども園・幼稚園)※	100					
	② 特定教育・保育施設(認定こども園・保育所)※		39	157	29	52	53
	③ 確認を受けない幼稚園※	0					
	④ 幼稚園及び預かり保育(長時間・通年)		20	0			
	⑤ 一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)				0	0	3
	⑥ 長時間預かり保育運営費支援事業		0	0	0	0	0
	⑦ 届出保育施設(⑧を除く)			0	0	0	0
	⑧ 企業主導型保育施設の地域枠			0	2	2	2
	⑨ 特定地域型保育				0	0	0
		小規模保育				0	0
	家庭的保育				0	0	0
	居宅訪問型保育				0	0	0
	事業所内保育				0	0	0
計 (b)		100	59	157	31	54	58
(b) - (a)		15	25	17	3	8	19

※④を除く

単位:人

令和9年度							
量の見込み 確保方策	認定区分	1号	2号		3号		
			幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記以外	0歳児	1歳児	2歳児
量の見込み(a)		81	166		28	42	38
			33	133			
確 保 方 策	① 特定教育・保育施設(認定こども園・幼稚園)※	100					
	② 特定教育・保育施設(認定こども園・保育所)※		39	157	29	52	53
	③ 確認を受けない幼稚園※	0					
	④ 幼稚園及び預かり保育(長時間・通年)		20	0			
	⑤ 一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)				0	0	3
	⑥ 長時間預かり保育運営費支援事業		0	0	0	0	0
	⑦ 届出保育施設(⑧を除く)			0	0	0	0
	⑧ 企業主導型保育施設の地域枠			0	2	2	2
	⑨ 特定地域型保育				0	0	0
		小規模保育				0	0
	家庭的保育				0	0	0
	居宅訪問型保育				0	0	0
	事業所内保育				0	0	0
計 (b)		100	59	157	31	54	58
(b) - (a)		19	26	24	3	12	20

※④を除く

単位:人

令和10年度							
量の見込み 確保方策	認定区分	1号	2号		3号		
			幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記以外	0歳児	1歳児	2歳児
量の見込み(a)		83	169		28	43	35
			33	136			
確 保 方 策	① 特定教育・保育施設(認定こども園・幼稚園)※	100					
	② 特定教育・保育施設(認定こども園・保育所)※		39	157	29	52	53
	③ 確認を受けない幼稚園※	0					
	④ 幼稚園及び預かり保育(長時間・通年)		20	0			
	⑤ 一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)				0	0	3
	⑥ 長時間預かり保育運営費支援事業		0	0	0	0	0
	⑦ 届出保育施設(⑧を除く)			0	0	0	0
	⑧ 企業主導型保育施設の地域枠			0	2	2	2
	⑨ 特定地域型保育				0	0	0
		小規模保育				0	0
	家庭的保育				0	0	0
	居宅訪問型保育				0	0	0
	事業所内保育				0	0	0
計 (b)		100	59	157	31	54	58
(b) - (a)		17	26	21	3	11	23

※④を除く

単位:人

令和11年度							
量の見込み 確保方策	認定区分	1号	2号		3号		
			幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記以外	0歳児	1歳児	2歳児
量の見込み(a)		77	157		27	42	35
			31	126			
確 保 方 策	① 特定教育・保育施設(認定こども園・幼稚園)※	100					
	② 特定教育・保育施設(認定こども園・保育所)※		39	157	29	52	53
	③ 確認を受けない幼稚園※	0					
	④ 幼稚園及び預かり保育(長時間・通年)		20	0			
	⑤ 一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)				0	0	3
	⑥ 長時間預かり保育運営費支援事業		0	0	0	0	0
	⑦ 届出保育施設(⑧を除く)			0	0	0	0
	⑧ 企業主導型保育施設の地域枠			0	2	2	2
	⑨ 特定地域型保育				0	0	0
		小規模保育				0	0
	家庭的保育				0	0	0
	居宅訪問型保育				0	0	0
	事業所内保育				0	0	0
計 (b)		100	59	157	31	54	58
(b) - (a)		23	28	31	4	12	23

※④を除く

単位:人

### 3

## 地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保方策

### ■既存事業

- (1) 乳幼児全戸訪問事業
- (2) 養育支援訪問事業
- (3) 妊婦健康診査事業
- (4) 放課後児童健全育成事業
- (5) 地域子ども子育て支援拠点事業
- (6) 子育て短期支援事業
- (7) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (8) 一時預かり事業
- (9) 延長保育事業
- (10) 病児・病後児保育事業
- (11) 利用者支援事業
- (12) ファミリー・サポート・センター事業
- (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

### ■新規事業

- (14) 産後ケア事業（令和7年4月の改正子ども・子育て支援法の施行より）
- (15) 子育て世帯訪問支援拠点事業（令和6年4月の改正児童福祉法の施行より）
- (16) 児童育成支援拠点事業（令和6年4月の改正児童福祉法の施行より）
- (17) 親子関係形成支援事業（令和6年4月の改正児童福祉法の施行より）
- (18) こども誰でも通園制度（令和7年4月の改正子ども・子育て支援法の施行より）
- (19) 妊婦等包括相談支援事業（令和7年4月の改正子ども・子育て支援法の施行より）

## ■既存事業

### (1) 乳児家庭全戸訪問事業

#### 【事業内容】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師等が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスの提供につなげる事業です。

本町では、生後0～2か月の乳児のいる全ての家庭を保健師・助産師が訪問しています。

#### 【量の見込みと確保の内容】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	60	60	60	60	60
確保方策	60	60	60	60	60

単位：年間実利用人数（人）

### (2) 養育支援訪問事業

#### 【事業内容】

妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭、出産後間もない時期の育児不安の強い母親、不適切な養育状態にある家庭等児童虐待のおそれやリスクを抱える家庭、養育支援が必要となっている家庭を保健師等が訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

本町では、養育支援が必要な家庭に適宜、保健師・助産師が訪問しています。

#### 【量の見込みと確保の内容】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	55	55	55	55	55
確保方策	55	55	55	55	55

単位：年間延利用人数（人）

### (3) 妊婦健康診査事業

#### 【事業内容】

妊婦本人や胎児の健康の保持及び増進を図るため、定期的に健康状態の把握や検査計測、保健指導を行い、必要に応じて妊娠期間中に医学的検査を実施する事業です。

本町では、医療機関等に委託して、1 妊娠期間中、14 回の妊婦健康診査を実施しています。

#### 【量の見込みと確保の内容】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	780	780	780	780	780
確保方策	780	780	780	780	780

単位：年間延利用回数（回）

### (4) 放課後児童健全育成事業

#### 【事業内容】

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。

剣南小学校及び剣北小学校には各々の放課後児童クラブを、室木、西川、新延、古月小学校については、小学校から放課後児童クラブまでを専用の送迎車により送迎することで、1施設で4校合同の放課後児童クラブとして実施しています。剣南小学校については、支援の単位を分割し、2つの支援の単位で運営しています。

町内の小学校6校の統合に伴い、令和10年4月に開校を予定している新しい小学校の敷地内に、放課後児童クラブも新しく施設を建設し、複数の支援単位を設けて運営を行う予定です。それにより、放課後児童クラブが学校の敷地外にあるという課題を解消します。令和10年度以降の確保方策についても、統合後の内容を反映しています。

#### 【量の見込みと確保の内容】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	196	190	185	178	170
1年生	52	50	49	47	45
2年生	47	46	45	43	41
3年生	38	37	36	34	33
4年生	26	25	24	23	22
5年生	16	16	15	15	14
6年生	17	16	16	16	15
確保方策	208	208	208	180	180

単位：年間の支援の単位の人数（人）

## (5) 地域子ども子育て支援拠点事業

### 【事業内容】

子育て親子の交流の場を提供し、子育て等に関する相談に応じ、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講習等を行い、子育て支援を行う事業です。

本町では、役場母子指導室を週3回開放して事業を実施しています。

### 【量の見込みと確保の内容】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	220	220	220	220	220
確保方策	220	220	220	220	220

単位：年間延利用人数（人）

## (6) 子育て短期支援事業

### 【事業内容】

保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において一定期間、養育保護を行う事業です。

本町では、未就学児を「鞍手乳児院」に、3才以上の児童を「報恩母の家（岡垣町）」に委託して実施しており、保護者のレスパイトや児童虐待防止対策として利用勧奨を行っています。

### 【量の見込みと確保の内容】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	ショートステイ	350	350	350	350	350
	トワイライトステイ	12	12	12	12	12
	合計	362	362	362	362	362
確保方策	ショートステイ	350	350	350	350	350
	トワイライトステイ	12	12	12	12	12
	合計	362	362	362	362	362

単位：年間延利用人数（人）

## (7) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

### 【事業内容】

利用者負担額とは別に保育所等を利用するにあたって必要となる文房具等の購入に要する費用等について、低所得者等の負担軽減を図るため補足給付を行う事業（実費徴収に係る補足給付事業）と、子ども・子育て支援制度へ移行していない幼稚園のおかず代等である副食費について、一定の所得以下の世帯に対し、補足給付を行う事業（副食費に対する補足給付事業）です。

### 【対象世帯】

	対象世帯	上限額
実費徴収に係る補足給付事業	生活保護受給世帯	月額 2,700 円まで
副食費に対する補足給付事業	住民税所得割合算額 77,101 円未満の世帯 小学校 3 年生以下の児童が 3 人以上いる世帯	月額 4,800 円まで

## (8) 延長保育事業

### 【事業内容】

保育認定を受けた子どもについて、保育認定に基づく利用時間以外の時間において、保育所等で保育を実施する事業です。

町内の公立保育所（古月保育所）と私立認定こども園（鞍手あゆみこども園・鞍手のぞみこども園）で実施しています。

### 【量の見込みと確保の内容】

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	165	165	165	165	165
確保方策	165	165	165	165	165

単位：年間実利用人数（人）

## (9) 一時預かり事業

### 【事業内容】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

本町では、保育所等における需要を勘案し、一定の利用を見込み、各施設において一時預かりの体制を確保し、柔軟に対応していきます。町内では、鞍手あゆみこども園、鞍手のぞみこども園、鞍手幼稚園、ちゅうりっぷ保育園で実施しています。

### 【量の見込みと確保の内容】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	幼稚園在園児	4380	4380	4380	4380	4380
	幼稚園在園児以外	1620	1620	1620	1620	1620
確保方策	幼稚園在園児	4380	4380	4380	4380	4380
	幼稚園在園児以外	1620	1620	1620	1620	1620

単位：年間延利用人数（人）

## (10) 病児・病後児保育事業

### 【事業内容】

児童が病中または病気の回復期にあつて集団生活が困難であり、仕事などの事情で保護者が家庭で保育できないときに、保育所・医療機関等に付設されたスペース等において保育及び看護する事業です。利用の少ない期間等を利用して近隣の保育所や幼稚園等への感染症流行状況、予防策等の巡回支援等も実施します。

本町では、直方市、宮若市、小竹町と協定を結び、4市町による広域実施により、鞍手乳児院（病児・病後児保育室メリーハウス）へ委託しています。また、令和5年度から福岡県の事業による利用料の無償化を実施しています。

### 【量の見込みと確保の内容】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		396	396	396	396	396
確保方策		507	507	507	507	507

単位：年間延利用人数（人）

## (11) 利用者支援事業

### 【事業内容】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

令和5年度までは、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）で別々の組織で支援を行っていましたが、令和6年度からは、設置の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）を設置し連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など相談支援体制の強化を図っています。

### 【量の見込みと確保の内容】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

単位：箇所数（箇所）

## (12) ファミリー・サポート・センター事業

### 【事業内容】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て家庭を対象に、育児の支援をお願いしたい人（依頼会員）と、育児の援助を行いたい人（援助会員）との「相互援助活動」に関する連絡調整を行う事業（いずれも会員登録が必要）です。

本町の現状では、国・県の補助金対象要件である会員数20人以上を確保した上で援助を行う会員への講習の実施、事故が発生した場合の調整等を行うことは困難であり、当面は、当該事業の実施は予定していません。

## (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

### 【事業内容】

教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他の多様な事業者の能力を活用した教育・保育施設等の設置または運営を促進する事業です。

地域の教育・保育施設等や地域子ども・子育て支援事業者の状況を踏まえつつ、既存の事業者の運営への助言や新規参入事業者の相談に応じていきます。

## ■新規事業

### (14) 産後ケア事業

#### 【事業内容】

産後に心身の不調や育児の不安等を抱える母親とそのお子さんを対象に母親の心身のケアや育児サポートをし、産後も安心して子育てができる支援体制を確保します。

本町では、産婦人科等に委託して、「宿泊型」、「デイサービス型」、「アウトリーチ型」の方法で利用希望に応じて実施しています。

#### 【量の見込みと確保の内容】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	35	35	35	35	35
確保方策	35	35	35	35	35

単位：年間延利用人数（人）

### (15) 子育て世帯訪問支援事業

#### 【事業内容】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業です。

本町では、グリーンコープに委託して実施しています。

#### 【量の見込みと確保の内容】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1090	1070	1040	1020	990
確保方策	1090	1070	1040	1020	990

単位：年間延利用人数（人）

## (16) 児童育成支援拠点事業

### 【事業内容】

養育環境等に課題を抱える児童に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。また、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行うなど個々の状況に応じた支援を児童及び家族へ包括的に提供し、児童の最善の利益と健全な育成を図る事業です。

本町では、今後の需要や動向をみながら必要に応じて対応に努めます。

## (17) 親子関係形成支援事業

### 【事業内容】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的としている事業です。

現状では個別に相談対応していることから、当面の需要・利用は見込まず、今後の需要動向の把握に努めつつ、必要に応じ対応していくものとします。

## (18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

### 【事業内容】

すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、0歳6か月～2歳の未就園児を対象にし、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で利用できる新たな通園制度です。

現在、こども家庭庁では令和7年度からの制度化、令和8年度からの本格実施に向け検討を行っており、それに合わせて本町も令和8年度からの事業実施に向け、取り組んでいきます。

## (19) 妊婦等包括相談支援事業

### 【事業内容】

妊婦、その配偶者等に対して、面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行うとともに、妊婦のための支援給付を実施することにより、妊婦等の身体的・精神的ケア及び経済的支援を一体的に行います。

本町では、保健師が妊娠期から子育て期まで一貫して相談に応じられる体制を維持し、切れ目のない支援を実施します。

### 【量の見込みと確保の内容】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	60	60	60	60	60
確保方策	60	60	60	60	60

単位：年間実施回数（回）

## 4 その他の事業に係る量の見込みと確保方策

### (1) 休日保育事業

#### 【事業内容】

鞍手町内の認可保育施設に通所している児童のうち、保育施設の休日に保護者が仕事等により家庭内で保育ができない世帯の児童を預かる事業です。

第1期計画期間前までは休日保育利用料を徴収していましたが、保育所の休日にあたる日曜日・祝日が勤務日であり、保育所の開所日である月曜日から土曜日が休業日である勤務形態の保護者にだけ、通常の利用者負担額に加えて休日保育利用料を負担させるのは公平性に欠けるとの観点から、休日保育利用料を徴収しないこととしました。

## 5 幼児教育・保育の一体的提供等の推進策

### (1) 子ども子育て支援制度に関する相談・助言体制の構築

本町では、令和3年度から鞍手あゆみ保育園が認定こども園（幼保連携型）として鞍手あゆみこども園へ、令和5年度に鞍手のぞみ保育園が認定こども園（幼保連携型）として鞍手のぞみこども園へ移行し、両園は幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況等によらず柔軟に児童の受入れを実施していただいています。鞍手幼稚園は、令和5年度に子ども子育て支援制度へ移行し、町内唯一の幼稚園として多くの児童を受け入れていただいています。こうした移行がなされたことで、子ども・子育て支援制度のもと、町の特定教育・保育事業を住民に提供できるようになりました。今後も、町と施設で連携して、幼児教育・保育の一体的提供等を推進していくために、子ども子育て支援制度に関する相談・助言体制を構築していきます。

### (2) 多様な子育て支援策の推進

子育て支援の担い手は、待機児童解消に向けた施策の後押しもあり多様化しています。

本町においても、令和6年度現在、認定こども園、認可保育所や幼稚園の他に、企業主導型保育事業所や届出保育施設が運営されています。これらの事業は、市町村の所管ではないため本町の関与は少ないものの、少なからず本町の児童を受入れ、子育て支援の一翼を担っていただいています。

## 第5章 計画の推進に向けて

# 1 町民及び関係団体との連携等

## (1) 町民や関係団体との連携

子育てを社会全体で支援していくためには、行政のみならず、教育・保育施設関係者、その他子育てに関わる関係団体や関係機関を含めて社会全体が連携することが必要です。

本計画の推進にあたっては、認定こども園、幼稚園、保育所等をはじめ、地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業を行う事業者及び関係団体・関係機関との連携を深め、情報の共有を図りながら、事業の推進・調整を行うとともに、家庭・地域・学校・企業・行政それぞれが子育てや子どもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら子育て支援に関わるさまざまな施策を計画的・総合的に推進します。

## (2) 地域の人材の確保と連携

子育てに関する町民の多様なニーズに対応するため、幼稚園教諭、保育士等の子育てに関わる資格取得者だけでなく、ボランティアや子育て経験者、高齢者の方など地域のさまざまな子育てを支援する幅広い人材の確保と連携に努めます。

## (3) 町民・企業等の参加・参画の推進

社会全体で子育てを支援するためには、町民や企業、関係団体の理解と協力が必要です。そのため、計画などについて広報等により町民や企業等の理解を深めるとともに、ボランティア活動の活性化の促進、町民参加型のサービスの拡充など、地域による取組みを支援し、子育てしやすい環境づくりに町民及び企業等の参加・参画を推進します。

## 2 進捗状況の点検及び評価

子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価することが重要です。そのため、子ども・子育て支援の推進においては、柔軟で総合的な取組が必要であることから、この取組を評価するため、利用者の視点に立って指標を設定し、点検および評価を各年度で行い施策の改善や見直しなどを講じます。

なお、改善や見直しを行った場合は、広報紙やホームページなどに掲載し、町民への周知を図ります。

### 【PDCAサイクル】

<b>P l a n</b>	計画の策定
<b>D o</b>	計画に定めた内容を実施
<b>C h e c k</b>	計画内容と実際の実施状況の点検・評価
<b>A c t i o n</b>	必要に応じて問題点・課題の検討・改善・見直し

## 參考資料

## (1) 鞍手町子ども・子育て会議委員名簿

	団 体 名	役 職 名	氏 名
子育て関係学識経験者	鞍手町議会	議員	このみ じゅんいちろう 許斐 潤一郎
	鞍手町 民生委員児童委員協議会	主任児童委員	つつい きよみ 筒井 紀世美
	鞍手町立小学校教頭会	鞍手町立古月小学校 教頭	ふたむら けい 二村 慶
	鞍手町社会福祉協議会	鞍手町社会福祉協議会 事務局次長	いけもと けんいち 池本 賢一
子育て支援関係事業者	私立幼稚園	鞍手幼稚園 副園長	こんどう ゆうすけ 近藤 祐輔
	私立保育施設	鞍手あゆみこども園 園長	すずか きょうこ 鈴鹿 恭子
	鞍手町立保育所	古月保育所 所長	よこやま みわ 横山 美和
	学童クラブ代表	鞍手学童保育自然クラブ 主任指導員	やすだ みほ 安田 美保
	鞍手乳児院	理事長	ないとう のりお 内藤 憲雄
	鞍手町子ども会連絡協議会	会長	えんどう やすひこ 遠藤 靖彦
子どもの保護者	鞍手町小中学校 P T A連絡協議会	鞍手町立鞍手中学校 P T A会長	いとう ゆか 伊藤 由香
	私立幼稚園保護者	鞍手幼稚園 保護者の会 会長	あさい まなみ 浅井 愛美
	私立保育施設保護者	鞍手あゆみこども園 保護者会 会長	もり ゆかり 森 由香里
	鞍手町立保育所保護者	鞍手町立古月保育所 保護者代表	うつのみや ななか 宇都宮 奈央

会長 筒井 紀世美  
副会長 遠藤 靖彦

## (2) 法令・条例等

### ○鞍手町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、鞍手町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者

(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(3) 子どもの保護者

(4) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(情報公開)

第8条 子育て会議は、計画を決定若しくは変更しようとするときは、あらかじめ計画案を公表し、広く町民の意見を求めるものとする。

2 会議の審議経過及び結果等については、広報紙、ホームページに掲載する等の方法により、広く住民に周知するよう努めるものとする。

(庶務)

第9条 子育て会議の庶務は、健康こども課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年3月23日条例第7号)

この条例は、平成29年4月1日から施行し、施行日以降に開催される会議から適用する

附 則 (令和4年12月23日条例第12号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年6月27日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。(後略)

## ○子ども・子育て支援法（抜粋）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

四 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・

子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かななければならない。

8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、都道府県に協議しなければならない。

10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

## 第七章 市町村等における合議制の機関

第七十二条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。

二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第二項に規定する事項を処理すること。

三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の

子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。

二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

## (3) 諮問書、答申書

### ■ 諮問書



6鞍健字第1448号  
令和6年11月29日

鞍手町子ども・子育て会議  
会長 筒井 紀世美 様

鞍手町長 岡崎 邦博



第3期鞍手町子ども・子育て支援事業計画について（諮問）

鞍手町子ども・子育て会議条例第2条の規定に基づき、子ども・子育て支援法第72条第1項第4号の事務として、下記の事項を貴会議に諮問します。

#### 記

##### 1. 諮問事項

第3期鞍手町子ども・子育て支援事業計画の策定について

##### 2. 諮問趣旨

本町では「子ども・子育て支援法」に基づき、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを町全体で支援する環境構築を目指し、平成27年3月に第1期鞍手町子ども・子育て支援事業計画、令和2年3月に第2期鞍手町子ども・子育て支援事業計画を策定し、子育て環境の構築と幼児教育の充実に取り組んできたところです。

国において子ども・子育て支援に関する施策が次々と打ち出される中、本町においても、引き続き安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長できる取組みを進めていくため、第3期鞍手町子ども・子育て支援事業計画を策定することとしましたので、その策定にあたり貴会議の意見を求めるものです。

## ■ 答申書

令和7年3月26日

鞍手町長 岡崎 邦博 様

鞍手町子ども・子育て会議

会長 筒井 紀世美

### 第3期鞍手町子ども・子育て支援事業計画（案）について（答申）

令和6年11月29日付6鞍健字第1448号で鞍手町長から鞍手町子ども・子育て会議に対し諮問された第3期鞍手町子ども・子育て支援事業計画（案）について、下記のとおり答申いたします。

#### 記

第3期鞍手町子ども・子育て支援事業計画（案）については、当会議において慎重に審議を行った結果、本計画（案）の基本的な考え、必要性については妥当と判断します。

なお、当会議においての意見は、別紙「付帯意見」として提出しますので計画を進めるにあたり十分に配慮されるよう要望いたします。

【別紙】

付 帯 意 見

1. 基本理念の実現に向けて、町民の理解と協力のもとに、地域・関係機関と連携して各施策に取り組むようお願いします。
2. 地域子ども・子育て支援事業について新規事業が追加され、子育て支援の広がりが期待されています。需要動向の把握に努めつつ、必要性を見極め、必要に応じて推進していくことを望みます。

## (4) 第3期鞍手町子ども・子育て支援事業計画（案）に対する パブリック・コメントの実施について

### (1) 意見募集の概要

意見の募集期間	令和7年2月17日～令和7年3月10日
意見の周知方法	町ホームページ、庁舎での掲示及び同施設での閲覧・配布、広報、公式LINE
意見の提出方法	町ホームページ内の意見提出フォーム、郵便、FAX、持参

### (2) 意見内容とその対応

パブリック・コメントを実施し、1件のご意見をいただきました。その意見には複数の要望・意見がありましたので、その取扱いについては次のとおりとします。

番号	意見（要望）事項	取扱い区分
1	副食費の実費徴収の対象拡大	C
2	びよびよ広場のおもちゃの充実	D
3	児童公園への防犯カメラの設置検討	C
4	子育て世帯の誘致	D

#### 【取扱い区分】

- A 意見を計画等に反映する
- B 意見が既に反映されている
- C 意見を今後の参考とする
- D 意見を反映する見込みなし

---

---

第3期鞍手町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

編集・発行 鞍手町健康こども課

〒807-1392

福岡県鞍手郡鞍手町大字小牧2080番地2

電話 0949-42-2111

FAX 0949-42-5693

---

---